

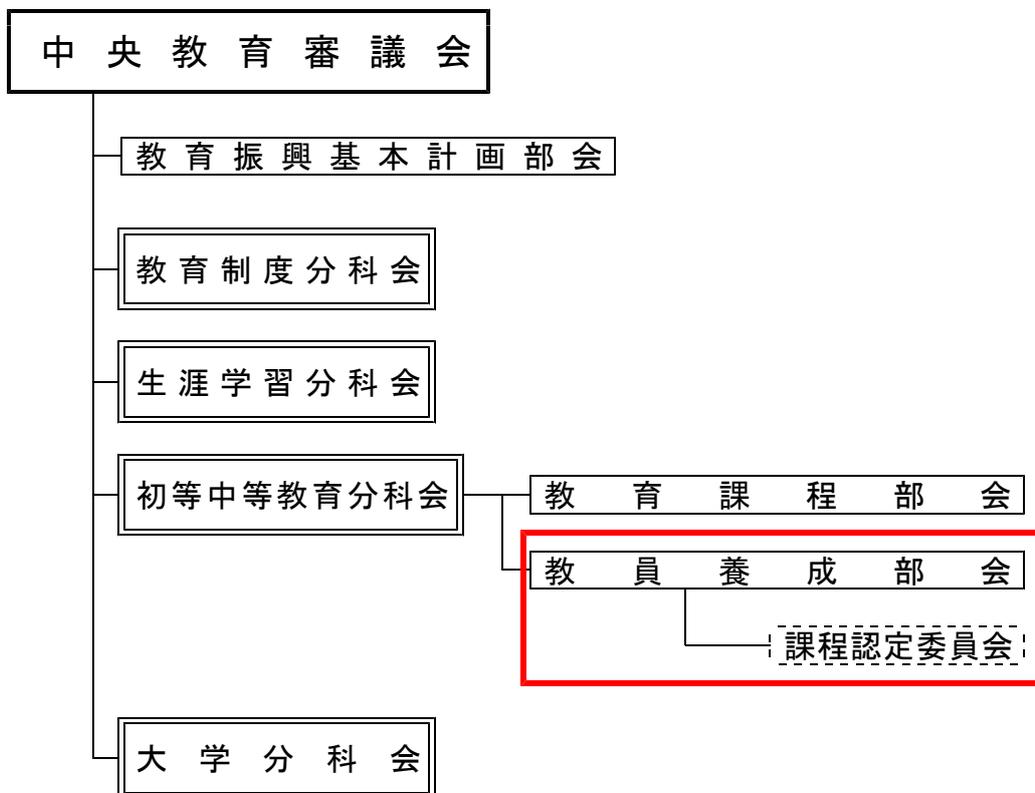
## 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の審議事項について

教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項

- ・ 大学等における教員の養成の在り方
- ・ 都道府県・指定都市教育委員会等による採用の在り方
- ・ 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修など現職教員の研修の在り方
- ・ 改正後の教育公務員特例法に基づく指標、教員研修計画、協議会等を通じた教員の資質の向上の在り方
- ・ 教員免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める大学等の課程の認定（以下「課程認定」という。）の審査に関する事項（※）
- ・ 課程認定を受けた大学等への実地視察に関する事項（※）
- ・ 前各号に掲げるもののほか、課程認定を受けた大学等の課程の水準の維持及び向上に関する事項（※） など

（※）については課程認定委員会において審議

（参考）



（注） は分科会、 は部会、 は委員会等

## 初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日  
初等中等教育分科会  
平成十五年五月二十六日改正  
平成十五年十月十六日改正  
平成二十三年九月六日改正  
平成二十五年四月三日改正  
平成二十六年八月六日改正  
平成二十七年二月二十五日改正  
平成二十七年十月十九日改正  
平成二十九年三月六日改正  
平成二十九年六月二十七日改正  
平成三十一年二月二十日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成三十一年二月二十日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成三十一年二月二十日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

### 1 教育課程部会 (所掌事務)

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

### 2 教員養成部会 (所掌事務)

- ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
- ② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。